

沖縄県工業技術センター研修生服務規程

（目的）

第1条 この規程は、沖縄県工業技術センター研修生受入要綱第9条第1号の規定に基づき、沖縄県工業技術センター（以下「センター」という）が受け入れる研修生の服務に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- （1）所属長 研修生の所属する部署の長をいう。
- （2）担当者 研修生の指導を所属長から指示された職員をいう。

（服務）

第3条 研修生は研修期間中、研修を受けるにあたって全力をあげてこれに専念するとともに、常に自己啓発に努めなければならない。

- 2 研修生は、法令、条例、規則等に従い、所属長又は担当者の研修遂行上の指示に従わなければならない
- 3 研修生はセンターの信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 4 研修生は研修期間中に知り得た秘密を漏らしてはならない。研修を終了した後も同様とする。

（研修実施日）

第4条 研修実施日は、月曜日から金曜日で、あらかじめ要綱第6条における承認を得た日とする。ただし、「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」（昭和47年、沖縄県条例第43号）第7条に規定する休日は除く。

- 2 研修時間は、午前8時30分から午後5時15分の間の7時間45分以内とする。また、午後零時から午後1時までを休憩時間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研修時間を変更する場合は、事前に所属長の承認を得なければならない。

（研修時間中の外出）

第5条 研修生は、研修時間中みだりに研修の場所を離れてはならない。

- 2 一時的な外出または早退しようとするときは、事前に担当者の承認を得なければならない。

（出勤簿の押印）

第6条 研修実施場所がセンターである場合、研修生は、出勤したとき、出勤簿に自ら押

印しなければならない。

(欠席)

第7条 研修生は研修を欠席しようとするときは所属長の承認を受けなければならない。

(事故・損傷の届け出)

第8条 研修生は、研修中に事故が発生した場合や施設・機器などを損傷した場合、その他緊急を要する場合は、直ちに担当者またはその他のセンター職員に報告し、その指示を受けなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項についてはそのつどセンター所長が定めるものとする。

付則

- 1 この要綱は平成16年8月10日から施行する。
- 2 この規程は平成22年9月6日から施行する。
ただし、改正前の規程に基づいて研修を受けている者については、なお従前の例による。
- 3 この規程は平成27年7月6日から施行する。
ただし、改正前の規程に基づいて研修を受けている者については、なお従前の例による。
- 4 この規程は平成30年4月1日から施行する。
ただし、改正前の規程に基づいて研修を受けている者については、なお従前の例による。